大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度 実施基準

(趣旨)

1 「大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度」の実施にあたり、大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度実施要領(以下、「要領」という。)の規定によるほか、この実施基準により必要な事項を定める。

(認証の対象:要領第3条関係)

- 2 認証の対象
- (1)対象は、以下の森林整備とする。
- ア 大阪府内に位置する森林区域内にある森林であって、整備面積が 0.06 ha 以上の森林整備であること。ただし、竹林整備は除く。
 - 注)森林区域とは、原則として森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第5 条の規定による森林とする。
- イ 整備後10年以上森林として維持される見込みがあること。
- ウ 認証の対象となる作業種は、植栽・下刈り・除伐・間伐とし、以下の基準 を満たすもの。

[基準]

①植栽

樹種	植栽本数(1 ha当たり)
スギ・ヒノキ	1,000本以上
アカマツ・クロマツ・その他針葉樹	1,000本以上
広葉樹	1,000本以上

※法令等で義務付けされた植栽は除く。

②下刈り

10年生以下の植栽地において雑草木を除去すること。原則として全面刈り払いとする。

③除伐

植栽木の成長を阻害する不用木を除去すること。健全な森林の成林が見込まれる人工林であること。

4)間伐

間伐率は、本数率で概ね20%以上であること。 健全な森林の成林が見込まれる人工林であること。

- エ J-クレジット制度や他の都道府県での CO₂認証制度等との重複申請は 対象外とする。
- (2)対象は、以下の木材利用とする。
- ア 大阪府内産木材を使用した木造化、内外装の木質化(下地材を含む)や家具等(机・椅子・棚・パネル)の整備・設置であること。
- イ 大阪府内産木材を、O.1 m3以上使用していること。
- ウ 伐採証明等により大阪府内産木材であることが確認できること。
- エ 屋内外を問わず、適切な維持管理により、概ね15年以上継続した使用が

見込まれること。

- オ 仮設展示ブースやイベント等での一時的な利用は対象外とする。ただし、計画的な継続利用が示されるものであれば対象とする。
- カ 他の都道府県での CO₂認証制度等との重複申請は対象外とする。

(その他)

3 この基準は、最新情報等に基づき、必要に応じて変更する。

附 則

この基準は、令和5年3月1日から施行する。

この基準は、令和6年1月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。